

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第4回）
開催日時	平成27年10月21日（水曜日）午前10時から正午まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	委員：横澤委員、横道委員、河野委員、長谷川委員、海老澤委員、茶谷委員 説明員：企画部情報推進課長、健康福祉部高齢者支援課長、教育部教育企画課長、危機管理室危機管理特命主幹、情報推進課課長補佐、高齢者支援課地域支援係長、教育企画課企画調整係長、高齢者支援課地域支援係主事、教育企画課企画調整係主事 事務局：総務部総務法規課長、総務法規課課長補佐、総務法規課副主幹、法規文書係主査、法規文書係主任、法規文書係主事 欠席：岡本委員
議題	議題1 審議会会長の互選及び審議会会長職務代理者の指名について 議題2 個人情報の外部提供について 議題3 番号法施行に伴う条例整備について 議題4 西東京市立小学校通学路防犯カメラの設置について
会議資料	資料1-1 諮問書（写） ほか
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	<p>議題1 審議会会長の互選及び審議会会長職務代理者の指名について</p> <p>○前会長： それでは、議題1 審議会会長の互選及び審議会会長職務代理者の指名について審議する。審議会の会長は、西東京市個人情報保護審議会規則第2条の規定により委員の互選により定めることとなっている。また、会長職務代理者は、会長が指名することとなっている。まず、会長について、推薦等の意見はあるか。</p> <p>○委員： 横澤前会長に引き続き会長をお願いしたい。</p> <p>○前会長： それでは、私の方で引き続き会長を務めさせていただくがよろしいか。</p> <p>○各委員 異議なし。</p> <p>○会長： それでは、横道委員を会長職務代理者に指名する。</p> <p>議題2 個人情報の外部提供について</p> <p>○会長： それでは、議題2 個人情報の外部提供について審議する。事務局の説明を求める。（担当課より説明）</p>

- 会長：
担当課の説明に対し、質問等はあるか。
- 委員：
共有サイトの管理主体はどこになるのか。また、他県との連携はどのような方法で行うのか。
- 説明員：
管理主体は東京都である。サイトの運営は、株式会社NTT コミュニケーションズである。近隣県も同じサイトを利用する。
- 委員：
共有サイトの端末は、専用のもので支給されるのか。また、インターネット回線を使用するのか。
- 説明員：
高齢者支援課内の端末1台を利用する。インターネット回線を使用する。
- 委員：
インターネット回線を使用するのであれば、ハッカー等が外部から情報を抜き取る可能性もあるが、どのように対応するのか。
- 説明員：
資料にあるとおり、共有サイトには十分なセキュリティ対策が講じられている。
- 委員：
使用する職員の数やパスワードの管理のあり方についてはどうか。
- 説明員：
共有サイトを使用するのは、地域支援係の担当職員のみである。東京都から付与されたパスワードを使用する。
- 委員：
市としてパスワードは1つということか。
- 説明員：
そのとおりである。
- 委員：
1つのパスワードを複数人で使用するという事は、誰が利用したかを特定できないため、不正アクセスがあったときに責任追及が困難となるのではないか。
- 説明員：
課長の許可を得て共有サイトを利用するものとし、利用履歴については随時管理していく。

○委員：

本件は、個人情報保護条例第10条第2項第3号に規定する「人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき」に該当し、諮問の必要はないのではないか。

○説明員：

条例第10条第2項第3号の規定により外部提供するときは、特定の事案で緊急性が生じたときを想定している。本件は、自治体間をまたぐ共有サイトに登録することから常時性のある事案と考え、審議を求めるものである。

○委員：

将来的には、共有範囲が全国に広がる可能性はあるのか。

○説明員：

現時点では不明であるが、管理主体である東京都の動きを確認していく。

○委員：

1年間で行方不明となった高齢者は、どの程度いるのか。また、遠方で発見された事例もあるのか。

○説明員：

昨年は6件発生した。川越市、狭山市といったところで発見された事例もある。

○委員：

共有サイトにデータを入力する直前の書類の管理のあり方についてはどのように考えているか。入力した記録は市に残るのか。また、保存年限についてはどうか。

○説明員：

家族やケアマネージャーから提出される行方不明者捜索依頼書の内容に基づいて共有サイトへの入力を行う。市には紙ベースで行方不明者捜索依頼書が残る。繰り返し行方不明になる高齢者もいることから、この文書は、当該高齢者の発見後も長期保存の扱いとする予定である。

○委員：

市内の病院やタクシー会社に対する閲覧の制限はできるのか。

○説明員：

市内の病院やタクシー会社は、共有サイトへの接続は認められていないため、これらに対する情報提供は従来どおりメールやファクスにより行う。

○委員：

自治体によっては、行方不明認知症高齢者の情報をホームページでオープンにしているところもあるのか。

○説明員：

あると思われる。

○委員：

諮問書の中で、共有サイトの不正アクセス対策として、「DMZ 等の経路分離」とあるが、これはどのようなものか。

○説明員：

ファイアウォールと同じような形で、外部からのアクセスに制限をかけるものである。

○委員：

行方不明者の氏名も提供するのか。

○説明員：

提供する。

○委員：

住所はどこまで提供するのか。本人を探すのに住所の細かいところまで提供する必要はあるのか。市内の病院やタクシー会社にも提供するというのであれば、そこから情報が拡散していくことも考えられるため、配慮が必要ではないか。

○説明員：

親族から捜索の依頼があった際に、情報の提供先について十分説明する。また、共有サイトに掲載する項目のうち、どこまでを掲載してよいか親族に確認し、その範囲で情報を掲載することとする。

○委員：

外部提供する情報のうち、「連絡先」とは市役所のことか。

○説明員：

第一次的には親族が連絡先となる。

○委員：

これまでに市内の病院やタクシー会社に情報の提供を行ってきた中で、特に問題が起きたことはあるか。

○説明員：

特に問題が起きたことはない。

○会長：

それでは、委員のみで審議をするので説明員は退席するように。

【説明員退席】

○委員：

どこまでの情報を共有サイトに掲載するのか、必要のない情報まで掲載しないよう慎

重に検討する必要がある。住所も細かいところまでは必要ないのではないか。

○委員：

パスワードが市で1つということは、何者かが興味本位に共有サイトにアクセスしたときに、誰がアクセスしたかを特定できないということである。端末の使用についても配慮が必要である。また、紙媒体の保存年限について、例えば、亡くなった方の情報まで長期保存する必要はないのではないか。

○会長：

では、本諮問については、提供する項目について慎重に判断すること、利用者の特定やパスワード管理の徹底、行方不明者捜索依頼書等文書の保存のあり方を工夫することの3点を附帯意見として、個人情報の外部提供を認めるという結論でよろしいか。

○各委員：

異議なし。

○会長：

それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。

○各委員：

異議なし。

議題3 番号法施行に伴う条例整備について

○会長：

次に議題3 番号法施行に伴う条例整備について審議する。事務局の説明を求める。

【担当課より説明】

○会長：

事務局の説明に対し、質問等はあるか。

○委員：

例えば、就学援助の申請を受け付ける場合において、課税情報を調べるためだけに連携を行うのか。これ以外に連携をする情報はあるのか。

○説明員：

課税情報のみであるが、氏名、住所等で本人であることの確認は当然に行う。

○委員：

パブリックコメントの期間は、いつからいつまでか。すでに意見は出されているのか。

○説明員：

平成27年10月9日から11月9日までである。番号法別表が分かりづらいとの意見が1件寄せられている。

○委員：

庁内連携等が可能となることで行政サービスはどう変わるのか。例えば、何か助成金を受けようとする場合に市民からの申請自体も不要となるのか。

○説明員：

現時点では申請は必要である。将来的にマイナポータルにおいて、プッシュ型のサービスの提供が可能となる。

○委員：

課税証明書の添付が必要なくなるということか。

○説明員：

そのとおりである。

○委員：

課税証明書の添付が不要となれば、手続が簡略化され市民にとって負担軽減となる。

○委員：

新条例の本文はまだ示されていないが、細かい規定をどうするかは市の担当に任せるということで、庁内連携、団体内他機関連携及び独自利用の3つの趣旨の条例を制定してよいかというのが今回の諮問の趣旨か。

○説明員：

そのとおりである。

○委員：

番号法上、庁内連携及び団体内他機関連携について条例で定めることは義務であるので、独自利用の部分のみの諮問でもよかったのではないか。

○説明員：

新条例は、3つの趣旨で一体となっている。平成29年7月から自治体間の連携が開始する。今後は、改正という形で諮問させていただくことを考えている。

○委員：

庁内連携及び団体内他機関連携に係る事務は条例の中で個別に挙げていくのか。

○説明員：

庁内連携及び団体内他機関連携については包括的に規定し、独自利用事務については別表形式で個別に規定する。

○委員：

国から条例案は示されているのか。

○説明員：

内閣官房から示されているものがある。条例案を基に市の実情に併せて内容を詰めていく。

○会長：
それでは、委員のみで審議をするので説明員は退席するように。

【説明員退席】

○委員：
マイナンバー制度に関しては、個人情報国に一元管理されるのではないかという懸念が国民の間にある。市の中で法定事務間の情報連携を行うのはやむを得ないとしても、何でも無制限に連携して良いということではなく、一定の限度は必要ではないか。

○委員：
諮問の趣旨は、「条文等の詳細については市がこれから作成するので、条例を制定することについて審議会の承認を得たい。」ということだと理解した。条例を制定すること自体には異議はない。

○会長：
では、本諮問については、審議会として認めるという結論でよろしいか。

○各委員：
異議なし。

○会長：
それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。

○各委員：
異議なし。

○会長：
それでは、議題4 西東京市立小学校通学路防犯カメラの設置について審議する。事務局の説明を求める。
(担当課より説明)

○会長：
担当課の説明に対し、質問等はあるか。

○委員：
防犯カメラの設置場所の表示はどのように行うのか。

○説明員：
(写真を提示) このように表示し、責任者及び連絡先を掲載する。

○委員：
映像データを取り出す方法として、無線LANとSDカードの使い分けはどのように行うのか。

○説明員：

電柱の高所に設置するため、SD カードの取り出しには業者委託が必要となる。費用対効果の観点から、現時点では無線 LAN によることを想定している。

○委員：

映像データを取り出す場合とは、どのような場合を想定しているのか。

○説明員：

先日も奈良県において子どもの連れ去りがあった。他にも、盗難、暴行、誘拐等の事件が発生し、捜査機関が法令に基づいて映像データの提供を依頼してきたときを想定している。

○委員：

捜査機関からの依頼があった場合に SD カードを使用することはないのか。

○説明員：

捜査機関からの依頼では、通常、何時何分と時刻を特定されてくる。また特定された時刻以外の映像データを提供すべきではない。SD カードでは、必要な部分のみの取り出しが難しいが、無線 LAN 経由であれば、これが可能となる想定である。

○委員：

取り出した映像データの廃棄の管理についてはどうか。

○説明員：

市で保管しているデータは、管理責任者の許可を得て適切に廃棄をする。また、警視庁へ提供したデータは、東京都の個人情報保護条例に基づいて適切に廃棄されると考えている。

○委員：

委託業者が、保守・点検と偽って不正にデータを持ち出し又は消去してしまう事例も聞いている。メンテナンスの際には、職員が立ち会うべきではないか。

○説明員：

どういう場合に職員の立ち会いが必要かを検討・整理し、セキュリティが最も高い形で運用していく。

○委員：

捜査機関からの依頼があった場合を除いて、職員が映像データを定期的に関連する場合は想定されるのか。

○説明員：

職員が定期的に関連データを見ることはない。

○委員：

SD カードの交換や防犯カメラのメンテナンスは、どのようなタイミングで行うのか。

○説明員：

年1回業者に委託してメンテナンスを行う。

○委員：

防犯カメラは、1台いくらくらいかかるのか。

○説明員：

約40万円である。

○委員：

設置した防犯カメラが盗まれたような事例はあるのか。

○説明員：

盗難を防ぐため、電柱の高所に設置を予定している。26市の中で既にこの事業を開始した自治体からは、盗難に遭ったという情報は受けていない。

○委員：

設置場所の選定はどのように行うのか。

○説明員：

教育委員会が設置場所を決定するが、田無警察署の防犯課、学校長、PTA、地域の防犯団体と情報交換をし、実際に現場を見た上で効果的な場所に設置する。

○委員：

防犯カメラ設置について、教員にも周知を図る必要があるのではないか。

○説明員：

保護者会を開催し、その中で教員に対しても説明する。すでに施設用の防犯カメラが校内に設置されており、防犯カメラ設置の趣旨については、教員の間でもある程度浸透している。

○委員：

ここ10年間で学校の状況も変化してきているのではないか。

○説明員：

市民意識調査の結果によれば、「生活の安全の確保」というところに市民の関心が高まってきているようである。

○委員：

要綱案は、既存の要綱を参考にして作成したものか。既存の要綱から、10年間で補足した部分はあるのか。

○説明員：

設置目的は異なるが、既存の要綱とほぼベースは同じである。要綱は、防犯カメラの取扱いに関する総合的な事項を定めたものであり、柔軟に対応すべきところは、運用

の手引の方に記載しているため、要綱の骨子に大きな変化はない。

○委員：
映像データの外部提供について、今後、当審議会に定期的に報告されるのか。

○説明員：
通学路設置以外の防犯カメラと併せて定期的に報告する。

○会長：
それでは、委員のみで審議をするので説明員は退席するように。
(説明員退席)

○委員：
防犯カメラの保守・点検時に職員が委託業者に立ち会った記録を残し、検証可能性を確保すべきである。

○会長：
では、本諮問については、防犯カメラの保守・点検時において委託先の管理を徹底することを附帯意見として、西東京市立小学校通学路への防犯カメラの設置を認めるという結論でよろしいか。

○各委員：
異議なし。

○会長：
それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。

○各委員：
異議なし。

○会長：
以上で本日の審議会は、閉会とする。

以上